

北九州市中小事業者月次支援金（10月分）概要

制度概要

2021年10月に売上が減少し、福岡県の感染拡大防止協力金の給付対象外となる事業者に対し、月次支援金を給付します。

給付額

中小法人等：上限 **70** 万円 個人事業者等：上限 **35** 万円

※給付区分によって上限額が異なります。裏面をご覧ください。

申請期間

2021年11月1日（月）～**2022年1月18日**（火）※消印有効

申請方法

オンライン（11月5日開始予定） 又は 郵送（特例による申請は郵送のみ）

(<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/09901267.html>)



対象事業者

下記の全ての要件を満たす事業者 ※詳細は申請要領をご覧ください。

- 1 市内に事業所がある中小法人、個人事業者等
- 2 2021年10月の売上が前年又は前々年の同月と比べ30%以上減少していること
(酒類販売事業者にあつては、2021年9月、10月の売上が連続して15%以上減少している場合も対象)
- 3 今後も事業を継続する意思があること
- 4 福岡県感染拡大防止協力金（大規模施設又は大規模施設テナント向けを含む）等の給付対象でないこと
- 5 公共法人、政治団体、宗教上の組織又は団体、風営法上の性風俗関連特殊営業事業者等でないこと

必要書類

主な必要書類は下記のとおりです。 ※詳細は申請要領をご覧ください。

- 1 申請書
 - 2 2019年及び2020年の確定申告書の写し
 - 3 2021年10月の月間売上が確認できる書類
 - 4 本人確認書類（法人：履歴事項全部証明書、役員名簿 個人等：運転免許証の写し等）
 - 5 事業内容及び市内に事業所があることが確認できる書類
 - 6 取引先情報一覧表及び取引を確認できる書類
 - 7 振込先口座の通帳の写し（名義が確認できるページ、対象月及び基準月に各種支援金の給付を受けた場合は、振り込まれたことが分かるページの写し）
 - 8 酒類販売業免許の写し（該当者）
- ※「国の一時支援金・月次支援金」「福岡県の月次支援金」「市の一時支援金」を受給した事業者は提出書類の一部を省略できます。
- ※申請者の業態等により必要書類が異なります。また、申請内容によりその他の書類の提出を求める場合があります。

支援対象者と給付額のイメージ

: 北九州市の独自給付
 : 国又は県に上乗せ給付

(法人の場合)			月次支援金					
			売上減少と本社所在地 (本社：確定申告書記載の納税地)		「飲食店の休業・時短」、 「外出自粛等」の影響を受けた事業者			左記以外
					申請窓口			
時短要請対象の 飲食店			国	県	市	計	市	
感染拡大防止協力金 (大規模施設及びテナント含む)	90%以上	酒類販売 事業者	北九州市内	20	-	70 ^②	90	20 ^②
			福岡県内かつ北九州市外	20	60	10 ^①	90	※10 ^②
			福岡県外	20	-	10 ^②	30	10 ^②
	70%以上90%未満	酒類販売 事業者	北九州市内	20	-	50 ^②	70	20 ^②
			福岡県内かつ北九州市外	20	40	10 ^①	70	※10 ^②
			福岡県外	20	-	10 ^②	30	10 ^②
	50%以上70%未満	酒類販売 事業者	北九州市内	20	-	30 ^②	50	20 ^②
			福岡県内かつ北九州市外	20	20	10 ^①	50	※10 ^②
			福岡県外	20	-	10 ^②	30	10 ^②
	50%以上	酒類販売 事業者以外	北九州市内	20	-	10 ^②	30	20 ^②
			北九州市外	20	-	10 ^②	30	※10 ^②
	30%以上50%未満	酒類販売 事業者以外	北九州市内	-	-	20 ^④	20	10 ^④
福岡県内かつ北九州市外			-	※10	※10 ^③	20	10 ^④	
福岡県外			-	-	10 ^④	10	10 ^④	
2か月連続(9~10月) 15%以上30%未満	酒類販売 事業者	北九州市内	-	-	10 ^④	10	-	
		福岡県内かつ北九州市外	-	10 ^⑤	-	10	-	

(個人の場合)			月次支援金					
			売上減少と本社所在地 (本社：確定申告書記載の納税地)		「飲食店の休業・時短」、 「外出自粛等」の影響を受けた事業者			左記以外
					申請窓口			
時短要請対象の 飲食店			国	県	市	計	市	
感染拡大防止協力金 (大規模施設及びテナント含む)	90%以上	酒類販売 事業者	北九州市内	10	-	35 ^②	45	10 ^②
			福岡県内かつ北九州市外	10	30	5 ^①	45	※5 ^②
			福岡県外	10	-	5 ^②	15	5 ^②
	70%以上90%未満	酒類販売 事業者	北九州市内	10	-	25 ^②	35	10 ^②
			福岡県内かつ北九州市外	10	20	5 ^①	35	※5 ^②
			福岡県外	10	-	5 ^②	15	5 ^②
	50%以上70%未満	酒類販売 事業者	北九州市内	10	-	15 ^②	25	10 ^②
			福岡県内かつ北九州市外	10	10	5 ^①	25	※5 ^②
			福岡県外	10	-	5 ^②	15	5 ^②
	50%以上	酒類販売 事業者以外	北九州市内	10	-	5 ^②	15	10 ^②
			北九州市外	10	-	5 ^②	15	※5 ^②
	30%以上50%未満	酒類販売 事業者以外	北九州市内	-	-	10 ^④	10	5 ^④
福岡県内かつ北九州市外			-	※5	※5 ^③	10	5 ^④	
福岡県外			-	-	5 ^④	5	5 ^④	
2か月連続(9~10月) 15%以上30%未満	酒類販売 事業者	北九州市内	-	-	5 ^④	5	-	
		福岡県内かつ北九州市外	-	5 ^⑤	-	5	-	

- ①：先に国、県に申請いただくことが給付要件となります。
- ②：先に国に申請いただくことが給付要件となります。
- ③：先に県に申請いただくことが給付要件となります。
- ④：北九州市に直接申請いただけます。
- ⑤：県に申請してください(北九州市の月次支援金の対象とはなりません)。

※印のついた区分に該当する事業者のうち、本社が福岡市内にある事業者は福岡市の「売上が減少した事業者への支援金」の対象となります(北九州市の月次支援金の対象とはなりません)。福岡市へ申請してください。

★給付額の単位は万円で、それぞれの区分の上限額です。

(国の月次支援金(10月分)の申請期間は11月1日~1月7日。県の月次支援金(10月分)の申請期間は11月1日~1月18日です。)

北九州市中小事業者月次支援金コールセンター

☎0120-218-567 (9時~17時、土日祝含む)

